

らむ者は能く、此の旨を存して、此の鐘と、後に賜はりし所の御太刀とをば、嫡流の家^{ウチ}に傳ふべき事之。其の後、五年を隔て、元祿十六癸未の年の十一月、火災に罹かりし時、果してまた我が屋舎等、焼け失せしかども、此の鐘をば、常に身に從へし程に、今も猶遺れり。我が師なりし人は、初め火災に遭ひし戊寅の年、十二月廿三日の夜に終はりたまひたり。遺言によりて、葬儀等の事をば、圖り申せしなり。(是れ、元祿十一年の事にて、南紀の柳原玄輔と二人遺言によりて葬儀等の事を取り計りたり)

〔言解〕 豫州の家滅びしかば、土屋伊豫守頼直、延寶七年八月七日に、封を除かれ、其の子、主税達直に、僅かに三千石を給はり、土屋累代の所領を召し上げられし事を言ふ。

我廿八歳の秋、筑州の事大坐しまして、白石、廿八の年、貞享元年八月廿八日に、紀、筑前守正俊故ありて、若年寄、稻葉石見守正休の爲に害されし事を言ふ。不幸の事のみ打ち續きて、後には、家人等を扶助すべき事も、意の儘ならず。古河侯堀田筑前守正俊の子堀田下總守正仲領地を羽前、國山形に移され、又奥州福嶋に轉す。累ね、瘦地に轉封せしを以て、其の士を養ふ事能はず。離散せし者、

多かりしなり。

卅五歳と、言ひし春に至りて、白石、卅五の年は、元祿四年。

總州 堀田下總守正仲の事なり。

家に餘れる資財を計り見しに、青銅三百と、白米三斗には過ぎず。白石、落魄の

極、察すべし。古河侯堀田正仲の家を辭す日の事なり。

明卿、生まれたりけり。白石の子、幼名傳藏。

妻、引き具して、妻子引き連れて、なり。

年頃、師檀の縁に就きて、年頃は、年來、師檀は、寺僧と檀那とを稱ふ。檀那とは、

梵語、陀那鉢底の略、施主たる人を指して、僧から言ふ語。

總州の舍弟 堀田備後守俊普の事。堀田筑前守正俊の庶子なり。父の遺領を分

けて、一万石を給ふ。近江、國堅田に封す。後に名を正高と改む。

そこは、白石を谷が指す。

御覺ゆるも、良からぬ人の家。古河侯堀田の家を謂ふ。

世に用ひられぬ人に、物學びたまひぬれば、白石、木下順庵の門下に在るを言ふ。

しかも、其の事の正確なるを強く慥かひる副詞
我が師なる人は、我をば、その昔仕へられし加賀の家に、木下順庵は、もと加州
侯の士なりしを以てなり。

岡島と謂ふが、岡島達字は、仲通、忠四郎と稱す。石梁と號せし人なり。

我、三十七歳の冬十月十日に、白石、元祿六年、三十七歳なり。

高力豫州、高力伊豫守忠弘は、天和三年、新たに召し出だされ、三千俵を給ふ。當
時幕府、小性組の番頭なり。

御答へ申すべけれ、申すべけれのけれは、しの誤り、申すべしと無くしては、語格
違へり。

戸田長州、戸田長門守忠利なり。當時甲府の家老。

藩邸、甲府中納言徳川家宣公なり。

大學頭藤信篤、林大學頭信篤、風岡と號す。春齋の子にて、幕府の儒官なり。此時

將軍の信任を厚くせり。祿二千七百石を食す。
言ひ遣せたるなり。言ひよこしたワイとなり。

吉田藤八郎、祿は、四十人扶持を給ふ。後に小納戸に轉す。

京の仁齋、伊藤源佐維積なり。

春秋猶富みたまふ事なれば、甲府中納言徳川家宣公、此の年、三十三歳、白石は、
年三十九時に元祿八年なり。

丙子の年正月廿六日、元祿九年丙子、白石、年四十、正月は、一本に三月と在り。

庚辰の年、二月十一日に、元祿十三年庚辰、白石、年四十四。

辛巳の正月十一日に、元祿十四辛巳、白石、年四十五。

壬午の二月十九日に進呈す。元祿十五年壬午、白石、年四十六。

丙子の年の正月の初めに、元祿九年丙子、白石、年四十。

戊寅の九月二日、元祿十一年、戊寅、白石、年四十二。

戊寅の年十二月廿三日の夜に終はりたまひたり。元祿十一年、戊寅、十二月廿

三日、木下平之丞、没す。年七十八、恭靖先生と謚す。

南紀の榊原玄輔と二人、遺言に由りて、玄輔は、白石と共に木下順庵の門人な
り。玄輔、後に紀州に仕ふ。

〔文法〕右一章は白石、古河侯を辞し去りて、落魄中、識徳世に顯れ、遂に甲府藩邸に召されて、儒官に出進せしまでの浮沈の事蹟を記せる一段落なり。章を七節に分ち、

「我廿三歳の夏の頃、豫州の家滅びしかば、より口貰ふ程の事をば、營みなむいかでか、離れまゐらすべき」と言ふなり。までを第一節となし、白石、古河侯に仕へしに、幾許ならずして、主家不幸に遭遇すると共に、落魄を極めし顛末を記し、以て篇尾に反應し、章意を喚び起す。

「斯かりし程に、總州の舍弟の許より、(今の備後守、後普の御事)使して、より唯だ我死を致すべき所は、師にて候ふ者、一人候ふなり」と答へければ、其の後は、言ふ事も無かりき。までを第二節となし、白石、清貧に安じ、節義を重せし事蹟を述べ、以て上節を承く。我が師なる人は、我をば、其の昔仕へられし加賀の家に薦めむ事を思ひたまひて、より此の後、常に此の事をば、人々にも語りたまひたりけり。然れば、頓て岡島をば、彼の國に薦められき。までを第三節となし、白石、同門岡島に對せし義侠の逸事を述べて、以下節を喚び起す。

「斯くて、我三十七歳の冬十月十日に、高力豫州の我が師の許に來たりて、門中の人々誰かは、其の最に大坐はする。より我を召し出だして、御家人たるべき由の仰せをば、小出傳へられき。同じき十八日、初めて、見參す。廿二日、初めて、大學の書を進講しつ。までを第四節となし、白石、甲府藩邸に召され、身を儒林に起こし、遂に榮名を恣にすべき端緒を述べ、以て篇首第一節に反應す。

「明くれば、甲戌の正月の初め、仰せ下されしは、是より先き、四書を講せしめられし事、凡そ三遍、より明くれば、丙子の年の正月の初めに、宴を開きて、我が師なる人に、彼の特賜の書、見せまゐらせしかば、序作りて、給ふ。までを第五節となし、白石、徳川家宣公の、修學に勩勉せられし成績を稱し、併せて進講に従事せし自らの功勞をも述べ、以て一篇の主眼とす。

「其一年を隔て、戊寅の九月二日、災火の爲に、我が家も、焼けぬと聞こし召して、同九日に、黄金五十兩を下し賜はれり。より元祿十六年癸未の年の十一月、火災に罹かりし時、果してまた、我が屋舎等、焼け失せしかば、此の鎧をば、常に身に從へし程に、今も猶遺れり。までを第六節となし、白石、火災の爲に賜はれる黄金五

十兩を以て甲冑の料に充てし逸事を記し、以て自らが志業氣節、唯だ國家の爲にのみ任せし事蹟を子孫に遺訓する旨にて、文意を収結す。
 「我が師なりし人は、より遺言によりて、葬儀等の事をば、計り申せしなり。までを第七節となし、白石、木下順庵が、今はの際まで、師弟の義、特に厚かりし旨を示し、以て一篇の餘波とす。

〔意解〕 己が廿三の夏、土屋豫州侯の家、滅びたゆゑ、前に記した通り、己が仕への途も、れのづと、開けた。

するうち、周旅する者が在つて、堀田古河侯に仕へた。一年間を置いて、廿八の秋、古河侯、凶事に亡せなされて、其の嫡男正仲の彼の跡を繼がれたが、不仕合の事ばかり、打ち續いて、後には、家人どもの扶助も、出来ないうやうに成り、皆が、その祿米を減らされた事ゆゑ、祿を辭して屋敷を出る者が、多い。己は、素より譜代と言ふでは無く、出て仕へた以來、日も、まだ淺いが、一旦、主と成り、從者と成つた者が、斯う言ふ場合に、至つて、離れ去るは、道で無いと、思つたゆゑ、僅かに妻や子の饑ゑを凌ぐのみで、望みでも無い仕へに従つて居たが、至つて隙な身で在つたゆ

ゑ、斯う言ふ時にこそ、經史の類をも、取調べる事は、出来もすれ、貧は、士の常と、言ふ事が、あれば、自身一分の事だけは、どんなにも、堪へもしたが、勤めする身は、役目に付けて、費用も、張る事ゆゑ、遂には、貯へも盡き、工風も盡きはて、三十五年の春、是までの難儀な始末を書き立て、暇を乞ひたさ旨、申し出で、親しい者や、何かに兼ねて、より斯う思ひ立つた譯がらを話した所、祿米あるゆゑ、繼ゑて死ぬは、どの事は、無い。かほ、せまで、に、貯へが盡き果てた上、祿をも、辭して、屋敷を出なされたなら、一日の饑ゑを凌ぐ助けも、あるまいに、お自分こそは、斯うまで決心された事ゆゑ、どんなにても、おさらうが、た若い妻や稚いれ子どものことをば、どうなされる積りにか、なぞ、言ふ人々も在つたが、主家の不仕合の事が、お坐らない事なら、己は、今日まで、斯う窮しては、居りはせぬ。此の年月、主家と共に艱苦をなめ、堪へ、苦い事をも、堪へ、忍び難い事をも、忍んで、來たのは、生と成し申し、從者と成つた所の義理を思つたからの事である。今日、祿を辭し、屋敷を出て、明日は、妻や子や、下女や下男も、散り散りに離れるのを以て、我が志しの正義なものは、分明る筈の事ぞよ。天の神、若し照覽ましまさば、然まで活路に迫まる程の事

は、よも有りは、せまいものを、と言ひ放ちた。堀田総州侯も、どう思はれた事か。別段仰しやる旨も、無し。

するうち、春も過ぎ、夏も暮れた。遂に仰しやる事が在って、唯だ、どうなとして、己が屋敷をば、去る事は、思ひ止まるがよい、と在った。然うではあるが、又申す旨も、在った程に、秋の初旬に至って、悴の傳藏が、生れた。故に、彼れ是れ程を過ぐして、遂に己が、請ふ所を許された。此の時に及んで、家に餘って在る資財を計つて、見た所、青銅錢三百文と白米三斗しか無かつた。よし、今直ぐに、餓ゑる奴等の事も、あるまい、と言うて、妻や子を引き連れて、年來、住寺と檀家との縁りに就き、別懸にした高德寺に行きて、手寄り、直さ受、淺草の其の邊に、店借少し、なは下女下男の従つて居たのを、食はせ、恵む事が、出来ないうゆゑ、そこで、どうなど、拙入奉公すみの口、求めて往んで、呉れ、と言うた所、わたしどもは、何んなど、手習ひぬ日、雇稼さなりとも、致して、口すきを替みつゝ、御用を足しませう、せうして、離れませう事が、出来ませうか、え、置いて、お使ひ下され、と、義理を立て、言うた。

するうち、堀田下總守の弟の堀田備後守との所から、使を以て、斯うして、おさ

る間は、お察し申すゆゑ、一家内を、ね暮らしに成るだけのれ手當をば、進せよ、うから、と言ひ送られた。是は、年來、學問の事を教へ申した所を思はれたが、故であらう、と考へられる。斯う思ひ掛け無き幸ひを得たゆゑ、その秋の末、方居折を湯嶋に移した所、來て學ぶ者、日々に多く、歴々の人々も、就きて教へを受ける者が、抄く無いやうに成つた。その明く年、或る人が、言ふのに、先生は、元來、當今世の聞ええも、良くござらぬ屋敷から、出なされ、それに、又、殊に、世に用ひられな、隠君子の門にのみ、來遊びなされた事ゆゑ、學力は、世に勝れなされた。とて、立身なさる途が、どうしても、遠くござらう、ア、その學ぶ所を改めて、後來の、で出世を期しなさい、と、深切に言ふ。初めの時は、打ち笑つてのみ在ったが、二度三度に至つて、言ふ事が止ま無い。己が爲に悪くはあるまい、とて、斯やうに、深切に仰しやるので、あらう、然うではあるが、仰しやる所の如きは、實は、己が爲に、却て善い事でも無い。昔、孔子の門人のそれ、の事は、聞き及ばれて、お承知でも、ござらうが、若し、其の師が、時に合はないが、爲に、自分の學ぶ所を改むべき道の有る筈であらば、彼の孔子の門人の、それ、は、何を苦んで、彼のやうに、從

うて居る事がござらうかい。凡そ人として、我が恩を受けたが爲に、報いるのに死を以て爲すべき者が、三つある。父と師と君と、是である。己は、今父がすでに死なり、又仕へる君も、無い身である。唯だ己が死を致すべき所は、師の先生一人おさるのみである。と答へた所、その後、言ふ事も無かつた。

さて、己が師、木下先生は、己をば、その昔仕へられた加賀の屋敷に周旋しよう。と思ひなすつて、其の祿米や何かの様子も、あらまされた話しが、在つたが、しかし、加賀、國人で、岡島と謂ふのが、己を頼んで、その心事を明かして、言ふには、己は、本國に年とつた母がござる。それを養ふために、どうぞして、己を加州侯へ薦め下されるやうに、貴殿から、木下先生に申上げ下されよ。と言ふた。

そこで己は、その岡島が事の次第を逐一述べて、私は、仕へるのに、この國でも、撰りさらひは、ござらぬ。彼の岡島は、年寄つた母が、加賀國に、在る事故に、己に代へて、岡島をば、どうか、ご周旋下されるやう願ひます。己も、單に望ましくござる。今日からしては、己を加州侯へ、世話下さるべき事は、斷然辞します。と言ひ、放ちたゆゑ、此の旨をと、つくりと、聞いて、思案せられ、今時の人誰か、斯う言ふやうに

他人を憐んで、義理たてを致さうかい。感心な志かな。古人を今に見る。とは、斯ういふ人の事を謂ふので、在るツイ。と仰しやつて、被涙を流しなされたが、此の後、常に此の事をば、人々に珍しき人の例に語りなされた。それゆゑ、直に岡島をば、加州侯へ、薦められた。

するうちに、己が三十七の冬、十月十日に、高力伊豫守忠弘翁のが、己が師の許に來て、御門人の中では、誰々が、一番優りて、居らるゝで、ござらうか。自身の心で、聞くやうにして、問ひ申せ。と、甲府藩邸の家老の戸田長門守、忠利、侯が、申された。と、申し告げた事ゆゑ、師が、君も、兼て、存じて、ござるだらうに、とて、己が事を以て、答へられた。同じく十五日の夕がた、高力翁のが、久しう白石君には、會ひ申さぬ。と言ふツイ、彼の方へ、往かれよ。と仰しやつたに、付き、往つた所、それ、尋ね問はれた事や、何かも、在つて、一々それを答へたりなした。

そこで、十二月の五日に、高力翁のが、又己が師の許に來て、甲府の家老、戸田長門侯の口上を傳へて、己を甲府藩邸に薦められた事を、聞られる。けれども、己が師の心に満足されぬ所が、ござるゆゑ、先づ彼に申して、御返事申さう。と仰しやつ

て、その夜己を召して仰しやり付けの事や何かあり、六月に又高力どのが言はれた事が、いろ／＼在った所、その夜己が又申す旨が在ったに付き、七日の朝に至って高力どのの許に手紙を以て返事を申された。

「始め己が師の心持不足で在った事は、祿米三十人扶持を、手當て致さうとの事で在ったゆゑ、學力の優劣は、祿の厚薄に據らぬ事論を俟たぬ事ではあるが、しかし世人は、とかく祿が厚いと學力も、えらい者と仰き、祿が薄いと學力も、へばな者と見れど、事は世の習ひで、ある己が門人中、彼は世の學力で無い者ですら、なほ終はどの敬祿の者は、ござらず、彼はそれに元から儒者を以て業と致した者でも、ござらぬ、今まで仕へて居た時の祿米の比準も、あるに仰しやる所の如く、では到底仕へ申す事、其計ふまいと、言はれられた。

其の後、又高力どのが来て、仰しやられる所、お尤でござる、然らば、祿米四十人扶持だけの事は、己が引を受け、許さうと、申し附るやうに、致さうから、先づ藩邸の仰しやる所、仕せて、参らせられなは、其の後の事は、どうなと望み、通りに任せられぬ事は、無からうかと、存じますと、申されし事ゆゑ、その夜己を招いて、又期すまで高力どのが言つたが、しかし己は尙ほ思ふ所が有る。

此の事は、何にしろ、祿米が相當せぬゆゑ、いッを止じたが、よほど仰しやられた。當時彼の藩邸の事、他家の事と、一所は、ばどでも、論せられ、申さず、万一祿の多少は、據つて、其の招きに應じなは、つた時は、是から後、他家からして、招かれる事が在ったとて、祿が厚くない時は、それに對して、應ずる譯には、参らぬ義理に成りますやうでは、却て、いかに、在りますまいか、同じくは、高力どのの計らいに、任せられたが、然るべくや、と、申す返事する事は、まだ遅くは、無い。能く篤く思慮すべしと、在ったが、己が尙ほ推じて、申したゆゑ、然らば、此の上は、ばどと、遂に高力どのの許に、手紙を遣はしなされた。

後に聞いたのに、始め、甲府藩邸から、大學頭、藤信篤の弟子を、参らせて、よと仰せられた所、信篤、思ふ所が、在ったのゆゑ、か、参らすべしやうな、適任の弟子は、今と、ござらず、と、返事に、及んだ。

するうち、己が事を、聞てし、召し及ばれた後、家老の、戸田侯の、計らひで、此年の春、自身、薦めた所の、吉田、藤八郎を、信篤の、弟子に、申しなして、然うして、後に、己を、召

己を招いて、又期すまで高力どのが言つたが、しかし己は尙ほ思ふ所が有る。此の事は、何にしろ、祿米が相當せぬゆゑ、いッを止じたが、よほど仰しやられた。當時彼の藩邸の事、他家の事と、一所は、ばどでも、論せられ、申さず、万一祿の多少は、據つて、其の招きに應じなは、つた時は、是から後、他家からして、招かれる事が在ったとて、祿が厚くない時は、それに對して、應ずる譯には、参らぬ義理に成りますやうでは、却て、いかに、在りますまいか、同じくは、高力どのの計らいに、任せられたが、然るべくや、と、申す返事する事は、まだ遅くは、無い。能く篤く思慮すべしと、在ったが、己が尙ほ推じて、申したゆゑ、然らば、此の上は、ばどと、遂に高力どのの許に、手紙を遣はしなされた。

後に聞いたのに、始め、甲府藩邸から、大學頭、藤信篤の弟子を、参らせて、よと仰せられた所、信篤、思ふ所が、在ったのゆゑ、か、参らすべしやうな、適任の弟子は、今と、ござらず、と、返事に、及んだ。

するうち、己が事を、聞てし、召し及ばれた後、家老の、戸田侯の、計らひで、此年の春、自身、薦めた所の、吉田、藤八郎を、信篤の、弟子に、申しなして、然うして、後に、己を、召

すべき旨を言ひ遣されたのである。同じ十五日の夜、戸田侯の許から己が師に手紙を贈りて、明日己を甲府藩邸へ参らせらるべしと在ったゆゑ、十六日の午前十時頃に参った。戸田長門守忠利、津田外記、小出士佐守有雪等の人々、己を召し出だして、御家人たる旨の仰せをば、小出どのが傳へられた。同じ十八日始めて、甲府中納言綱豊卿に御目通りす。廿二日初めて大學の書を進講した。一夜明け、元祿七年の正月の初めに仰せ下されたには、是より先きに四書を講せしめられた事、凡そ三遍、小學、近思錄等の書、各一遍、然やうだが、まだ聖人の道は、どういふ事と、言ふ事を詳かにしない。是から後、どういふ順に學びて、然るべきか、計らひ申せとの御事である。そのに答へ申した事や何か、その大要は、古への聖人、備己治人の道、四子の書に備れり之を身に行ひ、心に得べき事、他に求むべきで、なさらぬ。然らば、おさるが聖人の天經大法、その詳かな事を、知ろし召されようと思さば、五經の書を兼ね學ばせられて、然るべきか、未だ、年が若くて、大坐するゆゑ、倦み怠りだに、成させられず、己の業を卒ばりなざる事、然のみごめん、どうな事は、おさるまゝと申上

ゆた、然らば、先づ詩經、禮記から始めらるべしとて、侍講の者二人に、日講の事を仰せ下され、詩經を進講する事は、己に仰せ付かつた。禮記は、吉田藤入郎を以て講せしめられる。此の時に己が總領娘が、痘瘡を病んで、二月朔日に至りて、死なり、惇明卿が又その痘瘡を病む。此らの事に依りて、同じ月の十三日、始めて、詩經の講筵を開かれる。此年十一月廿日に至りて、己が侍講せし事、凡そ百六十二日で、功を終つた。草木鳥獸等の如きは、書師を以て、圖せしめ、兼て、覽に供へた事ゆゑ、是らの事を講ずるにも、便利で、在つた。その圖は、猶ほ今、我が家に、存る。此の後、書經を以て、進講すべき旨を、仰せ付かつた。また、此の事すでに、毎日、講筵に、臨まれたが、しかし、餘暇が、猶ほ、おさつた。そこで、三代から以下、歴世、治乱、興亡の事をも、兼ね、聞こし、召される事、いか、在るに、か、と、仰せ下された。仰せ下される所、誠に、斯の道の大幸で、おさる。然やうなら、司馬氏の資治通鑑、朱子の通鑑綱目の間を以て、兼ね、學ばせらるべき御事か、と、れ、答へ申したゆゑ、通鑑綱目の書を、兼ね、學ばるべし、己に、又、進講すべき旨を

仰せ付が少た明ければ元祿八年の正月廿四日書經の講筵を開かれ、同じ廿八日通鑑綱目の講筵を開かれる。此年書經を講ずる事、凡そ七十一日、十二月二十一日に至りて功が就る。

距の後己に春秋を講ずべき旨を仰せ付が少た。此の年又禮記の業が卒はられ、たゆみ周易を講せしめられて然るべしと申す。元祿九年正月廿六日春秋の講筵を開かれ、左氏公羊穀梁胡氏等の四傳を合はせ講せしめられる。通鑑綱目を兼ね講ずる事前の如し、春秋の講は凡そ六年を経て、元祿十四年十二月十九日に至り、侍講する事、凡五百五十七日にて業が卒はられた。

是から後通鑑綱目の講、年々に怠らせられず、其の前編功終はるに及んで、堯れさせられた。常に進講終はれば座を下されて、倭渡の故事や何かをた問ひなされる事など、とぞつた中にも、祖宗開闢の時の御事に至ては、特に御心を深くせられた程に、書經の講が終つた。元祿十三年二月十一日に國初から此のかた、その封祿萬石以上の大名の事や何かを、進講の暇ある折りに、どうか記して進らせせてよ。

と仰せられたが、明く年、元祿十四年正月十一日に、その事を以て、仰せ付が少た。同じ十四日には、先づその書を探ふべき凡例を記して差上げた。然るべき旨を仰せ付が少たゆゑ、是から諸家の系譜小傳畧歴など尋ね極めて、七月十一日に至りて、草を起こし、十月に至りて、稿を脱した事は、慶長五年に始まつて、延寶八年に至るまで、八十年の間、始封襲封及び廢除等、凡そ三百三十七家、その書さたる正編十卷、附録二卷、凡例目錄共に一卷、通計十三卷と分ちて、二十冊となし、自ら淨書功を果したゆゑ、明く年、元祿十五年の二月十九日に、進呈した。是より又、貴名をば、御自身撰びなされて、藩翰讀とを題せられた。

此の外、仰せ付けに、依つて、二三冊ばかりの書をも撰びて、呈した事は、なほ多し。悉く記すに、いとまを得ならぬ。始め、己が仰せを承けて、詩經を講せしめられてから、此のかた、年々に四書、并に孝經、周禮、儀禮等の書を兼ね、講せしめられた事、御代を知ろし申された後に、御使を承つて、上洛し、また朝鮮の聘事を仰せ付が少た。前後の時日を除くの外、十九年の間、己が講筵に勉めた事、凡そ一千二百九十九日である。己が外、日講侍讀

等の事を仰せ付かつた者三人、その一、経筵に仕へた事も、亦斯やうであるであらう、然うしてみれば、歴史、諸子の書や何か、大かたは、残る所無く、通曉せられたなされた倭漢古今の間、斯ういふ事に、學問をお好みなされ、文學に上達なされた御事を、はまた聞き及んだ事を、覚え無ひ、

周易の日講、功終はつた後は、大學、衍義の書を講せしめられた。是も、た露れに成る頃までは、正補共に功終はりなされた。

元祿八年の秋の末に、常に御側になされ、御覽になされ、倭漢の書目を書き記して差出すべき旨、仰せ付かつた。己が師、木下先生と相計らひて、申上げべきこと、返事申して、師に問うて、後に書目を進ませた所、それらの書や何か、購ひ求めて、差出すべし、と在る。此所、彼所、尋ねるが如して、倭漢の書、百數十部を差出した。十二月廿一日に、侍講の者、三人を召されて、倭漢の書、二百部餘の書目を記し出だされた。その一、實、ひたぐ、望み、たも、書目に、點して、差出せ、と、仰下された。これは、今まで、書目から、御側になされた所、の物である。三人互に相

譲りて後、一人が、點した所、三つが、二十つばかりに、及べり、己は、その、殘る所を見て、此等の書、己が家の藏書に、有る者も、在る。又、近習の人々には、分ち下されたなら、皆然るべき書物である。と、申して、己が點した所、僅かに、十部は、過ぬたの、其の、讀む所に、任せ、與へらるべき旨、仰せられ、己は、暫時、控へ居るべし、と、仰せ下され、年來、御自愛の物である。汝が子息に、相傳へよ、と、仰せられ、六經の書と下し與へらる。

此の時、仰せの旨や何かを傳へられたのは、今の間部、越前守、藤詮、房朝臣、當時は、まだ間部宮内と言はれた時の事であつた。下し與へられた六經は、汲古閣の善本で、裝潢、并に書匣、鎖、鉛等、善を盡し、美を盡した所、今猶家に存してある。物が、是である。今一人の、戴いた所は、幾程も無くして、火事の爲に、悉く焼け亡せた。と言つた。情、しむべき事である。ツレ、

明ければ、元祿九年の正月の初めに、宴を開いて、己が師の、木下先生に、彼の、特賜の書を見せ申した所、序を作つて、下された。その一年を隔て、元祿十一年の九月三日、火事の爲に、己が家も、焼けた。と、聞か、しめられて、同、七、九、日に、黄金、五十兩

を下し與へられた。是は假屋打のへまの料と爲し、どの仰せであつた。此の時御家人の中、火事に類焼した人々も多かつた中に、斯やうな拜領物のある事は、特恩に出でた所で、あつた。然うではあるが、此の事が無いにしても、己が獨力で、屋合イヘノムナを造り、諸道具を調へる事は、出来なない譯でも、無い。どうか、かうか、類焼の品の内、足る事を知つて、忍びだにすれば、日用品だけは、間に合はせて往ける。故に假令や戴いた金を以て、費澤イサカに、それらを造つて見た所が、此所は、火事が度々ある場所ゆゑ、又ぞ、焼け失せる事が、無いと言へぬ。そう仕た時は、切角の此の特恩も、遂に空しく致さねばならぬ。どうかして、此の恩賜の物を、徒に屬せしめぬやうにと、思ひめぐらして、即ち其の黄金を以て、新たに鎧一領を拵へさせ、今の紺絲威しの鎧、同じ毛の冑ウラに、鍔形打つた物が、是である。是れ、死を以て、朝恩に報ひせむらせよう、とする時、用ひまうが爲である。己が後家を嗣ぐ子孫は、能く此の旨を忘れなから、此の鎧と、後に又拜領した御太刀を、嫡流の家ウチノに傳ふべき事である。其の後、五年を隔て、元祿十六年の十一月、案の如く、又火事で、至る焼けと成つた。その時、己が屋合等も、諸道具も、失

中た然此の鎧をば、常に身に從へて、放さなかつた。因るに、今も猶ほ遺つて在る。己が師、木下先生は、己が最初、火事に遇ふた、元祿十三年十二月廿三日の夜に、死シなりなされた。遺言に據つて、葬式を何かの事をば、計らひ申した事であつた。是れ、元祿十一年の事で、紀州侯の儒者、柳原玄輔と、己と二人が、遺言によつて、葬式を何かの事、取り計らつたのであつた。毎年正月の初めに、講筵を開かるゝの儀あり、兼てより、講章を奉らしめたまひ、其の日、講訖は、ゆれば、時服二領を賜はる事、遂に變はらず。此の儀は、年の初めの御事なれば、大雅の中、初始め、藩邸に大坐オホイせさせしより、御代を知らせたまふ後に、至りて、歳初に講筵を開かれし後に、月の十五日を過ぎ、日講始まり、十二月の末に至るまで、大故大坐します事の外は、朔望は、言ふに及ばず、四時佳節の日といへども、日講を止められし御事は、非ず。我が身の病多く成りて、大暑大寒に堪へざる事を、知るし、召されしより、後は、暑甚しき時には、日没りて後に、參るべしと、仰せ下されて、進講は、夜に及ぶ。天寒き日には、進講は、晝の間にしむ。御座と某との間に、大火爐を一つ、設け置かる。寒猶ほ甚しきに至りては、特に、大爐を一つを召されて、某が座の後に、置かしめらる。我が進講に當

夕七九月九日(重陽)多は十月亥の日(玄猪)本迄の祝日節句を贈ふ

大火爐 大灰鉢 大爐もまた同じ

出仕 出勤と言ふに同じ

御上下 舊幕時代の禮服 肩衣と半袴を同じ染め色に對した物

肩衣 肩から背に掛はせ着る袖は無く下に半袴をはきて用ふ 武家の禮服 武

家も祝日には肩衣袴共に同じ染め色の上下を用ふ

儲副 儲けの君即ち控への將軍家

折櫃 今の菓子折りの本

前代の御代 幕府五代將軍徳川綱吉卿なり

出文法 右二章は白石が徳川家宣卿に進講するに臨み待遇日に厚かりし身の榮

を記述せる二段落なり 章を四節に分ち

毎年正月の初めに講筵を開かるゝの儀あり兼ねてより講章を奉らしめたま

ひ其の日講筵はぬればよか太故大坐也また外は朔望は言ふに及ばず四時

佳節の日といへども止りられし御事はぬれずまた第一節となし徳川家宣

卿が學問を好まれし事の非常なるを述べ以て綱を掲げ下節を迎ふ

我が身の病多く成りて大暑大寒に堪へざる事を知り召されし御事は後

り我が進講に當りし日に雨雪あれば必ず御使を馳せられて出仕の事を止め

られさまでを第三節となし白石が身の多病を勸られ四時佳節といへども關

席せられざる程の講筵を止められしを記し以て上節に反應し文意の抑揚と

す

總て講筵に臨ませたまひし儀春秋冬は裏打ちたる御上下をめされ夏は透き

たる御肩衣は單の御袴を召されてより三時には餘りぬれぬの間御前の物

静かなりし事をも想ひ遣るべしまた第三節となし家宣卿白石に對し道の

爲に禮を重んじ待遇厚かりし事蹟を述べ以て一篇の主眼とす

又年おとの春と秋とは別館に渡らせたまふ毎は御供に侍ふべし由仰せ下

され必ず所を點心定められて御使して酒菓を賜はりより此等の事は我

以外に其の例無き事とぞ人海も申せたりけるまでを第四節となし家宣

卿が白石に恩惠の厚き事の特筆せし榮威を記し以て一篇の章意を収結す

を慰められた事、年々に變はらなかつた。

此らの事や何か、將軍家の跡を、継ぎなされた後、遂に改まらなす。中跡目の扣への君に立たれた明けの年の春、己には、特にいふ、美しい絹や何か、下され、妻子共に與へよ、と仰しや、下され、その夏に至つて、又以前に同じ單の本、何か、戴いた、又、それ、妻子共に與へよ、とて、折詰りにした御菓、吉卿の跡目を繼がれた後に、前かた甲府藩邸に御坐られた時の如く、待遇が、やは、厚かつた。此らの事は、己より、外に、儒官ぐらゐの身分では、其の例は、かつて無の事である、と、人々も、言つた。

我、始り、濱島に住みし頃、癸未の年十一月廿三日の夜半、過ぐる程に、地、夥しく震ひ、始めて、目覺りぬれば、腰の物をも、取り、て、起き出づるに、此所、彼所の、戸障子、皆倒れぬ。妻子どもの、臥したる所に行きて、見るに、皆々、起き出でたも、属の後ろの方は、高さ岸の下に、近ければ、皆々、引き、具して、東の大庭に出づ。地裂くる事も、有れ、とて、倒れし戸をも、出だし、並べて、其の上、居らしり、暫て、新も、衣に、改め、裏打ちたる、上下の上

に、道、服者、我は、殿に、参るなり、召供の者、三三人ばかり、來たれ、其餘は、家に、止まると、言ひ、て、馳せ出づ。道、伴、正息、絶れ、む事、有らむ、と思ひ、しかば、家は、小舟の、大きな浪に、動くが如くなるうち、入りて、樂器、尋出だして、傍らに、置き、つゝ、衣、改め、着る程に、彼の、樂の、事を、ば、打ち、忘れて、馳せ出で、走、り、恥かしき、事に、覺ゆれ、其の、時、斯くて、馳する程に、神田の、明神の、東門の下に、及び、頃、に、地、また、夥しく、震ふ。此所、の、商人の家は、皆々、打ち、開けて、多くの、人の、小路に、集まり、居しが、家の、内に、燈の、見ゆしかば、火こそ、出づ、べけれ、燈、打ち、消すべし、者を、呼ば、り、て、行く。昌本橋の、此方に、是、橋の、時に、余、我が、方に、馳せ、來るに、行き、あひ、て、跡の、事宜、に、計らひ、たまへ、と、言ひ、捨て、行く。橋を、渡り、て、南に、行き、て、西に、折れて、また、南、せむと、する所に、馬を、立て、て、在る者、を、月の、光りに、見れば、藤枝、若、狹、守、なり、是は、地、の、裂けて、水、の、涌き、出づれば、其の、深さ、廣さ、の、測り、難きに、斯くて、在り、しなるべし、續け、や、者、ども、と、言ひ、て、一丈餘り、に、成り、て、流るゝ水、の上を、跳ね、超ゆ、しは、供、なる者、ども、同、じ、く、超ゆ、ぬ、其の、水、を、ぬし、時、足を、潤は、し、ければ、草履、の、重く、成り、て、行き、難か、り、しかば、改め、履き、て、馳する程に、神田橋の、此方に、至り、ぬれば、地、また、夥しく、震ふ、多くの、響を、折る、如く、また、鼓の、集

聞てゆるは御務はかまは御道服召されて常の御所の南面に出立させたまひ某が候ふを御覽として召す御筆に参りしかば地震の事具に問は世たまひて後に奥は入らされまひゆ夜も明けぬる頃に至りて公儀所けに参りたまはむと聞てゆ某長門守の耳はつきて地震の事御覧類も参らせたまはむ事いかによと言ひしに我も然こそは思ふを此の申す事非すと言ふ程に出で立たせたまひたり、
 斯くて彼の火出でし所は行きて見るに倒れし家に壓され死せし者をも引き出だしたるが此所彼所に在りし井泉悉く竭きて水無ければ火消すべきやうも非ず此の時「御覧の油木を汲まむ」と言ひし今この御所守の「此の木」斯かりし程に今の隠岐守藤詮衛の我を誘ひて兄の詮房朝臣の家へ入りて膳を薦む昨夜侍醫の坂本と謂ひし人の茶碗に盛らしなるとそれを食ひし後程経しかば飯打ち食ひ酒打ち飲みて出づ今の市正藤正直の家の前を過ぐるに喚び入れて茶を興たり斯くせし程に歸らせたまふと聞て入らせたまふ所に行き向かひて迎へ参らる外より家老た

ちと我と四人打ち連れて何所にや在りけむ細き廻廊の在る所を経て常の御座の方に行くと伴も存はせぬ所に至る人々は草履を袖にしたれを戸田はその用意無し見ゆ我は斯かる事もこそ有れと思ひて始め庭上に在りし時をさるの草履を左右の袖にしたれは取り出で又與ふ斯かもし程に再び先きの所に出でさせたまひ某を召して我幼き時は上野の花見し者をもの群れ居しを見しに似たるかなと仰せられたる笑はせたまひぬとわくせむ程は火も打ち消えぬ日までに午の半はにも成りぬべき頃又出でさせたまひて某を召す参りしかば妻子を事の後の事聞て候しにやと仰せ有り昨夜参りし後此所はのみ候ひせられの事も承らすと申す我谷中の別業に住く時に人の教へたりしを思ひ居所は高き岸の下に在りしとてさる覺ゆれと仰せらる然る候とて申すいよく覺束無き事なり斯くては地震の事数候とも経り震ひし初めの事の如くならむは相構へて來るべからず疾くたゞ家は離るべしと仰せられし候は能く出で召供の者は尋ね會ひて昨夜の儘に候ひしに京と問ふに早朝参り家は殘れし者さるの來たり代はゆぬれば家は歸りて物食ひて食ふれりと言ふ是れ則ち妻子を事の事悉く無かりし事を

知りぬ心計、神田家は歸るれば、未の初めは、過ぎぬ明けの日、藩邸に参りしに、
 屋悉く傾きたれば、東の馬場に、假屋探たきたまひて、大坐はします。地尙は頻りに震
 ひぬれば、必ず火起るといふを、思ふに、我、塗籠りの傾くまは、無ければ、壁の所か
 崩れ、幾と、馬敷多有には、崩れ、土、水に浸して、藪の破れを、修め、塗直し、思ひも事の
 如くに、同じき廿九日の夜に入ると、火起るれば、資財悉く塗籠りに納めしかば、思ふ
 に、地震未事止まず、塗籠り、倒れ、事、計るべからず、又、修め、塗直し、所の土、未だ乾か
 ず、火勢、熾りに、もて、新舊の土の間、開けな、藪内、火の入り、事、計り難く、願て其の
 邊りの地、は、坑、掘ら、せ、馬、場、は、り、所の、糞、を、取、手、の、から、抄、録、せ、し、物、を、塗、籠、り、め、は
 り、取、り、出、だ、し、て、彼、の、坑、の、中、に、入、り、糞、を、取、手、の、上、に、並、べ、置、く、土、厚、く、切、り、掛、け、て、
 家、を、出、す、此、所、彼、所、に、火、の、輪、に、道、を、通、ら、れ、て、火、勢、や、い、衰、ふ、し、時、に、その、焼、け、過
 ぎ、し、跡、の、道、を、經、り、家、に、歸、り、見、る、に、彼の、書、を、埋、み、し、坑、に、近、き、岸、の、止、なる、家、の、焼
 け、薄、い、なる、が、未、だ、消、え、ず、有、り、ける、類、に、水、を、懸、ぎ、て、火、を、打、ち、消、し、て、焼、け、た、る
 家、の、柱、を、取、り、除、け、て、馬、場、は、其、の、家、の、落、ち、ぬ、る、時、に、彼の、埋、み、し、所、の、土、を、ば、打、ち
 散、ら、せ、上、に、糞、を、懸、ぎ、し、糞、の、腐、け、失、せ、下、なる、糞、に、火、を、打、ち、附、き、此、程、に、歸、り、來、たり、け

るなり、塗籠り、は、思、ひ、し、に、似、す、倒、れ、も、せ、ず、焼、け、も、失、せ、ず、然、ら、ば、始、り、坑、穿、ち、書、取、り
 し、事、は、徒、ら、に、力、を、勞、せ、し、ま、り、け、り、と、言、ひ、て、笑、ひ、ぬ、

〔言解〕 湯島 江戸(東京)本郷区内なり、白石の居宅は、此の時、湯島天神下の邊に在
 るなり、

癸未の年、元祿十六年、白石四十七歳の年十一月廿三日、大地震ありしなり、
 道服、中古から元祿時代もた、事、中人以上、武家なぞが、道中衣服に、座の掛
 かるのを防むが爲に、上には、は、つ、て、着、た、服、製、作、は、潤、袖、で、長、く、腰、から、下、に、襷、褌
 が、有、り、今、の、羽、織、は、是、か、ら、轉、じ、た、物、後、の、火、事、羽、織、は、更、に、轉、製、せ、し、な、り、

召供、當季半期に召し抱への供の者、
 神田明神、江戸(東京)神田区内の府社、

昌平橋、江戸(東京)神田川の橋に、今、の、萬、代、橋、
 墨衝、朝倉墨衝より、白石の妻の弟、本朝軍器考の圖を、集、り、し、人、なり、

藤枝若狭、守、甲府藩邸の臣、後に、幕府に仕ふ、
 神田橋、外膳の神田御門の橋、今、な、は、神田橋、と、い、ふ、

石垣の犬走り、廊の石垣の上築地の外壁の際に、犬の走る程に狭く餘まして、通行すべく在る上壁を削ふ、

龍の口、内廊の門、

藩邸、甲府中納言の屋形は、此の時櫻田に在り、日比谷門外の角なり、

殿屋、御殿と屋舎となり、

日比谷の門、外廊の門、今の麹町區有樂町の廓門、

番屋、日比谷門の見張りの番人詰所、

櫻門、櫻田門なり、

御納戸の口、御納戸は、衣服、調度を納り置く部屋、其の役所の在る門口なり、

戸田、小出、井上、戸田長門守、忠利と小出土佐守、有雪と井上遠江守、正方となり、

三人共に甲府藩邸の老臣、

曲淵下野守、曲淵下野守、重頼は、普請奉行なり、

隠岐守藤詮衛、間部越前守詮房の弟、藤隠岐守詮衛、此の時は、兄の越前守詮房

は、間部宮内と稱し、弟の隠岐守詮衛は、藤主膳と謂ひしなり、

谷中の別業、別業は、下産敷なり、別邸と謂ふは同じ、江戸東京谷中の根津の

地、甲府藩邸の別邸が在りしなり、

居所は、高き岸の下に在りし、白石の居宅、此の時、湯島天神下に在りしゆゑ、天

神社の堂下の地勢を指す、

召供の者、召し連れ歩く供人、

賜はりし所の書、元祿八年十二月甲府藩邸から拜領せし六経なり、

〔文法〕右、一章は、白石四十七歳の時、元祿十六年十一月、江戸大地震に、遭遇せし

顛末を述記せる一段落なり、章を五節に分ち、

「我、始め湯島に往みし頃、癸未の年、十一月廿三日の夜半過ぐる程に、地夥しく震

ひ、衣、改り着るはせに、彼の藥の事を、打ち忘れて、走せ出でしこそ、耻づか

し、事に覺ゆれ、までを第一節となし、夜半地震の實況を述べ、以て一篇の章首

と喚起す、

「斯くて走する程に、神田の明神の東門の下に及びし頃、に、地また夥しく震ふ、よ

り、其所も、倒れて、入る穴からず、藤枝また、その邊に行み居しを伴ひて、御納戸の

口と謂ふ所より入りたり。さて第二節となり。白石藩邸へ駆け付くる途中震
 災の惨状を記し、以て上節を承ぐ。此所彼所の天井落ち掛かりし所を過ぎて、我は常に祇候する所に参りしに、
 此所彼所の天井落ち掛かりし所を過ぎて、我は常に祇候する所に参りしに、
 某を召して、我幼き時に、上野の花見し者どもの群れ居しを見しに、似つるか
 女を仰せられて、笑はせたまひぬ。とかくせし程に、火も打ち消えぬ。さて第三
 節となり。白石藩邸に、着しての震災實蹟を記述し、以て一篇の主眼として、専ら
 情景を寫出するに力を極む。

日既に午の半ばにも成りぬべき頃、又出でさせたまひて、某を召す。参りしかば
 妻子どもの事、其の後の事、聞てえしに、やと仰せあり。是に據りて、妻子ども
 の事、悉かりし事を知りぬ。心静かに家に歸りぬれば、未の初には、過ぎぬ。さて
 第四節となり。白石震災に臨み、家を忘れ、妻子を思ふに暇無く、藩邸君側に夜を
 日に繼ぎ祇候せし誠忠を表し、記事の文中、傍ら、子孫訓誡の真意を示し、以て一
 篇の精神を、
 明けの日、藩邸に参りしに、殿屋悉く傾きたれば、東の馬場、に、假屋打たせて、大坐

し、
 志、
 なし、
 〔意解〕己が、
 が、
 子が、
 ろの、
 裂ける、
 せ、
 ち、
 人、
 廻れ、
 其、
 側、

たもつたに周章を、後に思入は、耻かして事な、
 老てで、版けて走りゆく程は、神田の明神の東門の手に来た時、振り返しの非道
 い事話にも、出来無い程である。あちらこちら商人の家は、往來すべて夜中、明
 け放ちにて、多人數、小路に群れ集り居つたが、屋の内に燈の見わたゆる、火事に
 成るも知れぬぞ、燈を打ち消さぬか、危険いぞよ、と、呼ばりつゝ、走り行く、
 昌平橋、代橋の此方にて、朝倉、衛の己が方に向つて、走り来るに、往き合ふ、己
 が家に出で下さるなら、後の事宜も、頼み申すぞ、と言ひ棄て、行く、橋を
 渡り、南に向き、西に折れて、又南に曲らうと、する所に、馬を止めて、居る者が、在る、
 月の光で、見た所、藤枝若狭守である、是は、地が裂けて、水が涌き出でたがゆゑ、其
 の深さ廣さの測り切れ無いが爲に、斯うして、居る様子である、
 續けや、者ども、と言つて、一丈餘りに成つて、流れる水の上を、跳ね超えた所、供の
 者ども、同じく飛び超えた、其の氷を超えた時、足を濡らしたゆゑ、草履が重く
 成つて、行かれぬ儘に履き換へて、走る程に、神田橋の此方に来た時、また恐しい
 揺り返しが爲て、とんと箸か何かを多く束ねて、折る如く、と、恐し

い物音がし、また蚊が數方に集つて、鳴くが如く、細く悲しい聲が、四方に聲を
 るは、家々が倒れて人の叫ぶ聲で、あちらうツイ、石垣の犬走りにて、練屏の土が崩
 れ、土烟りが空に舞ひ天を蔽うた、斯ういふ風では、橋も落ちるであらうと、思
 たが、橋と臺との間、三四尺ほど崩れたゆゑ、跳り超えて、門に入つた所、家々の腰
 板の離れて、大路に横たはれるが、長さ肩が風に翻つた如くである、龍の口に來
 て、遙かに望んだ所、藩邸に火事が始つた、其火の手が高く見ぬないのは、殿屋が
 倒れて、火に成つたのか、と、甚だ案じられて、心は、先きに走しるが、足は、唯だ一所
 に在るが如くも、どかしく思はれた、此所から四五町が程、往つたと、思ふ時に、馬
 の足音が、後ろの方にすると、返り見た所、藤枝が馳せ来るのである、己、此所まで
 は、思をも突かず、來たが、行く先きの事實に案じられるツイ、若狭守殿では、在ら
 せられずや、あの火の模様、不安心にも、おさるかな、と言つた所、然れば、おさる、
 來たらせられ、馬上で甚だ失禮、御免下されま、と言ふ、と、馳せ行く、直ぐに
 日比谷の門に至るのに、番屋が倒れ、壓しつぶされて、死ぬ者どもの苦しげな聲
 が、聞える、彼所に又、馬から下り立ち、居た者を見るに、藤枝である、是は、櫻門

の瓦の南北の構より地に落ち重なり、山の如くは成つたゆゑ、趣を兼ねて四
 事である。オア空たせられよ、と言う工俵ひて、其上を趣を過ぎて、小門を出で、
 見た所、藩邸の北に在る長屋が倒れて、火事が出たので、殿屋には遙かに隔たつ
 て、見ゆるゆゑ、ホツと息を突き、胸が開けた心もちがした。藩邸の西の大門が開
 けて、遠侍の倒れたのが、見ゆる藤枝、此所から入らうとする。己は常に西の掖門
 から参つたゆゑ、彼所から入りませう、と言うて、別かれた。そこで、掖門から入り
 て見た所、家々皆倒れ傾いたゆゑ、往來いづばいに、出で立ちて、群れ集まる人で、
 路が塞がつて、行く事が出来ぬ。其所を過ぎて、常に参る所に至つた所、其所も倒
 れて、入る事が出来ぬ。藤枝、また其の邊に、行み居たのを伴ひて、御納戸の口か
 ら入つた。此所、彼所の天井落ち掛かつた所を過ぎて、己は常に祓候する所に参
 つた所、今の越前守、詮房朝臣が、此方の方に來るのに、行きあつた。れ上では、御意
 が、大坐し、まさぬ事を聞き、斯やうな場合に、ござるゆゑ、推參致して、ござる。と
 言ひ棄て、常の御坐所に参つた所、その庇の内に、東の屋の倒れ掛かつたのが、
 在つた。近習の人々は、南の庭上に立つて居た。上には、彼方の庭に、お坐らせられ

る。と言ふ。戸田、小出、井上や何かの老長たちも、此所に入り來る。その時、庭上に立
 て居つたから、五十嵐と謂うた人に、言ひ語らつて、
 「今の一十郎の若き時の事である。御小納戸衆で、在つた。
 御庇に敷かれた疊、十帖ほど、庭上に下して、皆々を其の上に座らせる。地震の揺
 り返しが、頻りにするゆゑ、座つて居る後ろの池の岸が崩れ、平かな池も、
 狭く成つた。するうち、酒井左衛門尉眞忠、仰せを被つた。とて、入り來つて、火を防
 ぐ。火の手が、盛んに成らうなら、御座を移さるべし。なほ、申上げたに付き、上は、御
 袴ばかりに、御道服召されて、常の御所の南面に出で立たせられる。己が、畏つて
 居るのを、御覽うして、召す。御縁に参つた所、地震の模様、事ここかに、ね間ひなさ
 れて、後に奥に入らせられた。夜も、明けようとする頃、成つて、上には、御殿の御
 座所に、参らせらるべし。と、申上げる。己が、家老の長門守の耳に、口を着けて、揺り
 返し、まだ頻りにするゆゑ、上が、御座所に参らせられる事、如何な事でも在らう。か
 と、言うた所、我も、然うは、思ふが、しかし、止め申す譯にも、また行き兼ねる。と言ふ
 うちに、出で立たせられた。

するうち彼の火事の起つた所に行きて見るに倒れた家に、壓しつよされて、死んだ者や何かを引き出したのか、此所彼所に在つた井戸の水、悉く竭きて、水が無いゆゑ、火を消す譯にも往かぬ。

此の時、御庭の池水を汲まうと、言うたのを、今の曲淵下野守が、此の水用ふべき時が在ると、言うて、許さなかつた。如何に思つた譯か、合點が往かぬ。

とかうするうちに、今の間部隠岐守藤詮衛が、己を誘つて、兄の間部越前守詮房との家の庭に入りて、膳を薦める。昨晚侍醫の坂本養慶が、庭上に來て、己を側へ引き連れて、行き、袖から物出だして、與ふ湯に漬した飯を、茶碗に盛りなした。それを食うた後に、程經てから、本式の飯を打ち食ひ、酒打ち飲みて、出た。今の市正藤正直の家の前を過ぐるに、呼び入れて、茶を與へた。

然うして、居るうち、上が歸らせられると、聞いて、入らせられる所に行き向ひて、れ迎へ申上げる。外から家老たちと、己と、四人打ち連れだちて、何所で、在つたか、細き廊下の在る所を經て、常の御座所の方に行くに、作り合せの所に至る。人々は、草履を袖に入れて、持ちたが、戸田はその用意が無いと、見えた。己は、斯う言ふ

事も有らうと、思つて始め、庭上に、在つた時、其所らの草履を、左右の袖に入れて、持つて居た事ゆゑ、取り出だして、與ふ。

とかうするうちに、再び先きの所に、出でさせられ、己を召して、我が幼き時に、上野の花見に行つた時、花見の者どもが、群れ居たのを見たが、それに似たるかな、と、仰せられて、笑はせられる。

するうち、火事も、鎮つた。日、既に午の時の半ばにも、成らうと、する頃、又出でさせられて、己を召す。参つた所、妻子どもの事、その後の事、宅から知らせが、在りつるか、と、仰せが在る。昨夜、駈け付けて、参つた後に、此所にのみ、畏り居て、それらの事も、承らずと、申上げた。我が、谷中の根津の下屋敷に行く折りに、人が、教へたのを、思ふに、居所は、湯島天神下で、高き崖の下に在つた。と思はれる。と、仰せられる。然やうに、おさいます。と、申す。いよく、不安心な事ぞ、斯の様子では、地震の揺り返し、日數をも、經る事であらう。地震の最初の、位の事なら、別に、勉めて、駈け付け來るに及ばず、疾く、宅に、歸るが、宜しい。と、仰せ下されたゆゑ、退き出で、供の者に、尋ね會ひて、昨夜の儘にて、在るか、と、問ふに、今朝、疾く、家に、殘つて居つ

た者どもが来て代ッて呉れましたたゆゑ家に立ち戻りて食物ひて又参りまし
た。と言ふ。是に由て妻子どもの事恙が無かつた事を知つた。心静かに家に歸つ
た所、未の時の初めには過ぎなかつた。
明くる日、藩邸に参つた所、殿屋悉く傾いたゆゑ、東の馬場、假屋、打たせられて、
御座らせられる。

地、まだ揺り返しが在るゆゑ、わるとくすると、火事が起きるであらう。と思ふゆゑ、
己が土藏は傾くほどでも無いが、壁の所々崩れ落た所が數多有るゆゑ、崩れ落
ちた土を水に漬して、其の破損を修繕し、壁を塗らしむ。思つた事のやうに、果し
て、同じ廿九日の夜に入りて、火事が起きた。資財が悉く土藏に収めた。と思ふに、
揺り返しなほ止まない。土藏倒れる事も、測り難きゆゑ、修め塗つた所の土、まだ
乾かない所を、火勢盛りにて、新舊の土の間、開けなば、内に火が這入る事も、測り
難し。因て、その邊の地に坑鑿せて、藩邸から拜領した所の書類や何かの大事な
物、また手づから根氣を碎いて書きあつめた書類を、土藏から取り出だして、彼
の坑の中に入れ、疊六七帖、うの上に並べ置いて、土を厚く盛り掛けて、火勢の迫

まり烟りに巻かれぬうちに家を立ち退く。

さて、此所彼所にて、火の爲に道を遮られて、火勢や、衰へた時に、その焼け過ぎ
た跡の道を経て、家に歸つて見た所、彼の書類を埋めた坑に近き崖の上なる家
の、焼け落ちた所が、未だなほ、火が消えないで、在る。頻りに水を漑ぎ掛けて、火を
打ち消して、焼けた家の柱や何か、取り除けて、見た所、その家の落ちた時に、彼の
埋めた所の土をば、打ち散らして、上に重ねた疊の焼け失せ、下なる疊に火が、既
に付いた程に、歸り來たるのである。土藏は、思つたに似ず、倒れもせず、焼けも失
せず。然れば、始め坑を大騒ぎして、掘り穿ちて、書類や何か、収めた事は、徒らに力
を勞した丈の事で、何にも役に立たなかつた。と言うて、打ち笑つた。ア、イ。

甲申の年、十二月五日に、儲副に、立たせたまふ。と、聞きて、馳せ賀し申さむ。爲龍、口の
邊に及びし時、程無く、西城に入らせたまふべし。とて、道行く人を止む。御奉行某が名を
稱して、参るべき事あるが爲なり。と言ひしかば、然らば、参りたまへ。とて、許しぬ。藩邸
に至るに、御迎への人々、参り集へり。美濃守吉保朝臣を始めて、陸房朝臣を尋ねしに、物食ひ
て大坐す。と、聞きて、其の所に入りて、賀し申す。頓て、食ひ果て、坐を立たれしを引さ

止めて、凡そ天下の御事に於ては、某此の年頃申せし事なれば、今はた申すに及ばず。只だその申せし事どもを忘れさせたまふ事、無からむには、天下の幸甚にこそ候ふべけれ。と此の一言を申すべき爲に、馳せ参りて候ふなり。此の由を以て洩らし申させたまへ。と、言ひて立ち別かれぬ。後に或る人の申せし事を聞きしに、何れ頃なる事にか、大坐しませし時、登りて、言ひし所を忘れもや爲る。我は、日さし、房朝臣に向はせたまひ、我、始め四城に入らむ。とせし時に、君美が参りて、忘る事、無き者を、さし仰せられし。とぞ、我は、此の後、家にのみ籠もり居ぬ。廿日ばかりを過ぎ、或る人の参りて、昔仕へ参らせし人々、その程々に就けつゝ、各召し出だされぬ。我らが事のみ、未だ仰せ下さるゝ旨の、有らざれば、此の事を以て、歎き申す人有り。と、聞こゆ。我も、其の由を以て、歎き申さむと思へば、知らせ申すなり。と、言ふ。斯く言ひ知らせし人は、是は、村田七郎右衛門の、詮房朝臣の舍弟に就きて、此の事を申し、又昔、藩邸に大坐しませし時に、其の節より、事を執り申されし人々の許にも行きて、此の事を申す所、有りし。と、聞こひしが、故なればなり。

「年頃仕へ参らせし所の、斯く大坐しませしを見奉る事、是に過ぎし身の幸や、有るべき。此の外、また何事をか求むべき。我、また身不肖なり。といへども、流石に今は、藩邸の舊學なり。禮を以て進退せし事、是れ自ら重んずるが爲にも有らず。如何にぞ、人々の如く、此等の事を以て、申す事の、在るべき。と、思ひしかば、御芳志のほど、謝するに詞無し。然れど、某が事に於ては、存する所あれば、それらの事を以て、申す事有るべからず。と、

答へぬ。僅かに一日を隔て、その月の廿六日の夜、某等が事、執り申すべき由を仰せ被りし人々在り。と、告げ來たれり。此の事、藩邸に申せし時の目付衆、坂部と云ひし人より、告げ來たり。其の状に、見れし所、新井勘解由、村田七郎右衛門、芝崎十郎右衛門、吉田藤八郎、服部清助、土肥源四郎、此等七人、は、四丸御側衆支配有るべし。と云云。

廿七日の申、時ばかりに、詮房朝臣、奉りて、西城へ参るべき由を仰せ下さる。頓て参りしに、仰せを承けて、迎へ導くべき人々出で迎へ参るべき所に導く。大門の外に、小人衆を附内す。彼所には、山本傳阿、侍居て、某、参りし由を申しければ、藩邸の侍醫にて在りし山本芝長、出で迎へて、斗籠の間に、導きぬ。芝長は、某が相識なるを知るし召されしゆまなり。

戸田長門守忠利、小出土佐守有雪、井上遠江守正方等の人々、出で迎へり。此の三人は、某等き由、仰せ、被れる所なり。

斯くて、村田等の人々も、参りし後に、此の時、芝崎、服部清助等は、見來らず。召されずやありけむ。詳なる事を知らず。詮房朝臣、小出と、共に出で来て、仰せを傳へられし事終りて、人々退出す。某は、暫時が程、此所に候ふべき由を仰せ下さる。是は、支配の人々、仰せ被りし事、又此の後、証候すべき所等の事を仰せ下されしなり。人々、罷り出でし事は、兼ねても、知りたまひし事の如く、某より不學無術の輩なり。頼む所は、貴所の大坐しませしのみなり。此の事、我、申すまでも、在らねど、心及ぶ所なれば、聞こひ申すなり。と、申さる。是は、詮房朝臣、御前に参られし後にて、唯だ一人、申されし所なり。此の人幾程も、なくて、不幸に沈みて、世を去りき。誠に惜しむべき事なり。

其の後、詮房朝臣よりして、此の程の御事ども、又、年明けて、講筵開かるべき事など、仰せ下され、又、今よりして、後、参るべきやうなどの事まで仰せ

御歩行衆 御徒目付組の役人。
 美濃守吉保朝臣 柳澤美濃守吉保なり。此の時、老中の上座、側用人で在りしなり。老中は、土屋相摸守政直、小笠原佐渡守長重、秋元但馬守喬朝、稻葉丹後守正通等なり。

年頃 年來といふに同じ。

藩邸の舊學なり。藩邸の儒官として、舊功ある者で在るとなり。

禮を以て進退せん事、これ自ら重んずるが爲にも非ず。苟も吾公の侍講で、道

を任じて、御師範を申上げた者で在る。ぢやに由て、自分の身と道の爲に重んず

るばかりで無く、下手な事をした時は、藩邸の御名譽に關するゆゑ、御同意が出

來兼ねるとなり。

戸田長門守忠利、小出土佐守有雪、井上遠江守正方の三人は、此の時、西丸御側衆

として、親しく君側に在りて、御用を掌る重役。

伯耆守正武朝臣 本多伯耆守正武は、儲副に立ちたまひし時に、附けられし御

老中で在る。

井上は、其の兄の河内守正岑朝臣は、當時の老中なり。井上遠江守正方の兄、井

上河内守正岑は、當時御老中なり。

右京大夫輝貞朝臣 松平右京大夫輝貞は、此時御側用人なり。

丙戌十月十五日に職止められたりけり。寶永三年丙戌の年、五代唐莊宗紀の

講義を上りて、六代將軍文昭院家宣公の散樂を好む事を諷諫せし事に坐し、辞

職に至りしなり。

前代に、戸田は職止められしかば、前代とは、五代將軍常憲院綱吉公なり。

此の日、井上よりの狀に、某并に服部父子土肥四人の事、若年寄衆の支配たるべ

き由を仰せ下さる。是まで、白石を始め、服部清助、土肥源四郎は、御側衆の支配

なりしを、寶永三年八月四日、改めて、若年寄に附けられたるなり。

明けの年丁亥五月十五日、宅地并に屋材、家作るべき料として、黄金二百兩を下

し賜ふ。寶永四年丁亥の年、白石年五十一なり。

永井伊賀守尙平、大久保長門守敬重、二人、雉子橋の外に於て、宅地三百五十坪を

賜ふ由の仰せを傳へらる。永井、大久保は、此時、若年寄なり。

瀧邸 甲府の別邸なりしを後に、瀧御殿と稱せしなり。

〔文法〕 右一章は、甲府中納言綱豊卿儲副に立たれしに付き、白石身を起す事の緒に着ける一段落なり、章を三節に分ち

「甲申の年十二月五日に、儲副に立たせたまふと聞きて、馳せ賀し申さむ爲、より此の一言を申すべき爲に馳せ参りて候ふなり、此の由を以て洩らし申させたまへ」と言ひて、立ち別かれぬ、までを第一節となし、甲府の卿の儲副に立たれし始めの事を記し、以て、一篇の章首を喚起す。

「我は、此の後家にのみ籠もり居ぬ、廿日ばかりを過ぎて、或る人の参りて、より、また今よりして後、参るべきやうなどの事まで、仰せ下され、成の時に至りて罷り出づ、までを第二節となし、白石特旨を被れる拜命の榮譽を述べ、以て一篇の主眼とす。

「廿九日に、元日大城拜賀の事等、仰せ下さる、より、明けの年、丁亥五月十九日、宅地并に屋材、家作るべき料として、黄金二百兩を下し賜ふ、までを第三節となし、白石身の待遇、日に厚く、宅地拜領及び家屋建築料として、黄金二百兩、恩賜を被り

し事を記し、以て章尾を収束す。

〔意解〕 寶永元年十二月五日、卿が、幕府五代將軍徳川綱吉公の跡継ぎの控への君に、れ立ちなされた、と、聞いて、走り参つて、れ賀び申しあげよう、として、龍の口の邊りに來た時、甲府卿程無く西の丸に、御入城に成るべし、とて、往來を止める。

御徒目付衆である。

己が、名をなのつて、御前に参るべき理由ある爲ぞ、と言ふた所、然やうならば、とて許し通した、れ藩邸に参つた所、御城から重役の人々大勢参り集つて通りきれぬ程である。

「御老中の出頭、柳澤美濃守、吉保殿を始め、御供に列るべき人々が参つて居る、御家老の間部越前守、詮房殿を尋ねた所、今食事して、お坐る、と、聞きて、その所に入りて、御賀びを傳へ申す程無く、食終つて、座を立たれたゆゑ、引き止めて、れよと天下の御事に於ては、己らが此の年來、申上げた通りの事ゆゑ、今別に申し上げますに、及ばない事ながら、只だその申した事をも、忘れさせたまふ事、無くば、天下の幸甚でござる、と、此の一言を申すべき爲に、走り参つて、ござる、此の由

を以て御洩らし申させ下され。と、言うて、立ち別れた。
 後に或る人の申した事を聞いた所、何時の頃の事で、御坐られたか、間部越前、
 守詮房殿に對はせられ、我始め西の丸に入城の其の日に君美(白石)が走り參
 ッて言うた所をば、忘れもや爲る。我は、日として、忘れる事は、無きものを、と仰
 しやつた。とて、告げた。

己は、此の後、家にのみ、籠もつて居た。廿日は、過ぎて、或る人が、来て、昔時仕へ申
 した人々、その身分々に就けて、各自召し出だされた。己が事のみ、まだ仰せ下
 される旨が、無いゆゑ、此の事を以て、歎き申す人が在つた。と聞かせる。ゆゑに、己
 も、其の由を以て、歎き申さうかと、思ふゆゑ、れ知らせ申すので、ある。と言ふ。

斯やうに、告げ知らせた人は、芝崎十郎右衛門で、ある。これは、村田七郎右衛門
 の詮房殿の舍弟に就いて、此の事を申し、又、昔時、藩邸に、お坐つた時に、その所
 から、事を執り申された人々の許にも、行きて、此の事を申す旨があつた。と聞
 かせた故で、あるからで在る。

年來、仕へ申した所の、斯やうに、お坐られる御幸榮を、れ見上げ申す事、これに増

した身の仕合せな事が、有るものかい。此の願ひの外に、又、何事を望まうかい。己
 は、また身の人かすでも無い者では、在るが、しかし、マア、今は、藩邸の儒者で、御學
 問を申上げた者の中で、舊い履歴の在る者である。道を以ての禮に據つて、進退
 せられる思し召しを待つの外、無し。これ自らが身を重んずる爲ばかりで無く、
 藩邸の潤こえに關はる事である。どうして、人々の如く、自分の身勝手に就いて、
 催促がましく卑劣な事を以て申し出でる事が、出来ようかい。と、思つたゆゑ、御
 深切のほど、御禮を申すに詞無く存じます。しかし、己が事に於ては、考へる所が
 ござるゆゑ、然やうな事を以て、申す事は、御同意が、出来兼ます。と、答へた。
 僅かに一日を隔で、其の月の廿六日の夜、己などが事、執り申すべき由を仰せ
 被りたる人々が、在る。と、告げ來たつた。

此の事、藩邸に申した時の目付役、坂部と言う人から、告げ來たつた。その詞に
 「其の書狀に、見えた所、新井勘解由、村田七郎右衛門、芝崎十郎右衛門、吉田藤八
 郎、服部清助、土肥源四郎、此等の七人とは、西丸御側衆、支配あるべし。」と云云。
 廿七日の申の時、間に、間部越前、守詮房殿奉はりて、西丸の御城に、參るべき由を

仰せられたすなはち参つた所仰を承けて、迎へ導くべき人々、出で迎へ、参る筈の所に導いた。

「大門の外に、れ小人衆を附け置かれて、中の口に案内す。彼所には、山本傳阿が待ち居て、己が参つた由を申したゆゑ、潜邸の侍醫にて在つた山本玄長が、出で迎へて、斗鶏の間に導きぬ。玄長は、己が知己なる事を御存じで、お坐るゆゑで在る。」

戸田長門、守忠利、小出土佐、守有雪、井上遠江、守正方等の人々、出で迎へた。

「此三人は、己などが事を支配すべき由、仰せ被つた所で、ある。」
するうちに、村田などの人々も、参つた後に、

「此の時、芝崎十郎右衛門と服部清助とは、見ぬ來たら無い。召されなかつた」と、
見ゆる。詳かな事は、知らぬ。」

間部越前、守詮房殿、小出土佐、守有雪と共に、出で來て、仰せを傳へられた事が、濟んで人々が、退き出でた。己は、暫時の間、此所に、控へて居るやうに、この由を仰せ下された。

「これに支配の人々、仰を被つた事、又此の後、祇候すべき所や何かの事を仰せ下された。ある人々罷り出でた。後で小出土佐、守有雪、己が座に居寄りて、これから後の御事どもは、天下の安危に係からせたまふ所で、ある。我々が、こゝとは、兼ねても、知られた事の如く、素より、不學無術の輩で、ある。頼む所は、貴所のみ坐られるのみで、ある。此の事、己が申すまでも無いが、心及ぶ所で、ある。かゝら申す。とて、言うた。これは、間部越前、守詮房殿が、御前に参られた後に、唯だ一人、申された所である。此の人幾程も無く、不幸に沈みて、世を去られた。誠に惜むべき事である。」

其の後、間部越前、守詮房殿からして、此の程の御事や何か、又年が明けて、講筵開かるべき事を何か、仰せ下され、又今からして後、参るべきやうな事の事で、仰せ下され、成の時に至つて、罷り出でた。

「此の後は、中の口から入りて、御臺所を経て、奥に参るやうに、この由で、ある。」

廿九日に、元日大城拜賀の事や何か、仰せ下さる。

「此の事、戸田長門、守忠利から申し來たつた。其の狀に、御本九寄合衆の次に、お

坐るべしと云ふ事、
明ければ、養永二年正月元日、天城に拜賀す。同十一日に西丸のね城にて講筵を
開かれ、その後日講に参つた事も、潜邸に御坐つた時に變はら無い。

此の年、四月十一日に、村田十郎右衛門吉田藤八郎の二人をば、小納戸衆に召
し加へられる。村田はもと柳生が家臣で在る。幼く御坐つた頃、太刀打ちの事
を學ばせられた時に、主の柳生が召供して参つたのを、己が召された後に及
んで柳生が弟子を参らすべしと仰せられたに、此の人を参らせたのである。
吉田を召し出だされた事は、前に記した如くに、戸田長門守忠利が進めにて、
又大學頭が弟子と爲したのである。大學頭は當代の御師範なと言ふ事で、其
の門人多くは、近習に召し加へられたに據つて、戸田が吉田を薦めようがた
めに、村田をば、選挙したのである。今の代こそは、斯やうであるが、彼の人々の仰
せを被つた所は、古への官寺の職掌にして、士君子の屑とせざる所であるが、
若き人々は、己が舊の儘なる事に己を禮待せさせられる御心でお坐るのを
ば、知らず、今まで親しかつたのも疎く成つたのが、變ひ事で無い。僅かに十日

を隔て、其の月の廿二日、進講が訖つた後で、此所の庭の氣色面白い。市正正
直に柴内させて眺望せよと仰せ下され、此所彼所見果て、歸り参つた所、妻
子どもに與へよとて、色々の帛五卷を賜ふ。これ、妻子どもに物下された始り
であつた。此の時にこそ、此の程疎かつた人々も、又來たりて、賀びを言ふた。
また此年、九月六日に、芝崎十郎右衛門は、致仕した。此の人、幼く御坐つた頃
から、御馬に召される事を御教へ申上げたつた。其の年齢も、七十以上である。
馬乗る術に於ては、當時に及び無い名譽が在つた。潜邸に御坐つた時から、戸
田長門守忠利が、知己の馬乗り、長崎と言ふ者を薦めようと思ひよつて、
芝崎が事を申す事どもが在つたのを、聞こし召し入れぬ様にして、打過なされ
た彼の芝崎は、馬をこ能く乗れるが、天性我儘なんで、言ひたい事のみ言うて、
世の人の馬乗る事や何かを、陰で言ひけなした事ゆゑ、憎しと思し召す所が
無いでも無かつた所、御腕の預りの諏訪部文九郎と、か謂ふのが申す事が在
つたのを、當時儲副に附けさせられた本多伯耆守正武殿が、素より諏訪部文
九郎と親しかつたがゆゑ、戸田長門守忠利と心を合せて、善く無い様に種々

申しなしたゆゑ芝崎、その憤りに堪へないで、此の年九月廿九日に、致仕の事を望み乞ふ日あらで、其の請ふ所を許された所、幾程なくして、その事を無念に思ひ、憤り死に、死んだ。此の人と村田と己と三人は、此年頃、同役の如くであつたのに、此の人どう思つたか、己が事は、親しく言ひ語らつた、自ら取つた所では在るが、斯やうな事で身を終つたのは、哀れな事である。

此の頃の事で、在る。小出土佐、守有雪と井上遠江、守正方と、口論する事があつた。直に小出は職を奪はれた、過ぎし頃、加へ下された地所も、削り取られた。これも、戸田長門、守忠利が、本多伯耆、守正武殿と相計らひ申した事ゆゑである。初め、澄邸に御坐つた時、戸田は、小出と同じ時に附けられたが、年來、小出が事を善ども思はず、井上は、その兄井上河内、守正峯殿は、當時の家老である。また右京、太夫輝貞殿の外従兄弟であるゆゑ、少將柳澤美濃、守吉保殿に結托した中である。それゆゑ、説も、行はれ易い事、素よりである。と、或る人は言うた。

其の事の眞偽は、知らぬが、前に記した如くに、忠利殿は、己が出身の初めの事、執り申した人であるゆゑ、其の事を忘るべきにも、あらず。小出は、然したる縁

由も無いが、此の人は、正直な所のある性質で、思ふ所をば、奥底無く打ち開けて、言ふ風な人である。と、聞いて居つたが、成程然うであつたが、儲副に立たせられた初めに、己に言はれた事や何かを思ひ出されるが、戸田長門、守忠利はいかにも、世事に精しく心も練れて、甚だ機敏で、思慮の深くある人と見えたが、澄邸の御時に、朝から疾く参つて、一人で、家老の間部越前、守詮房殿に就いて、物申す事が在つた。又此の人に就いて、望み請ふ所を申すを聞きては、己は承知した。同役の人に、能く申されよ、と言ふ程に、事が成就すれば、此の人の力に據つた事、と思ひ、事が成就しない時は、同役の人が、妨げ申したゆゑである。と、人々は推知した。これらの事は、己が儘かに見聞さした所である。此の人程なく、祿万石に至つた位、四品に成られたが、一年ばかり過ぎて、寶永三年十月十五日に、職を止められた。どういふ事の譯からの事であつたか、その譯をば知らない。御世の統を御継ぎなされた後に、前代五代將軍綱吉公に、戸田長門、守忠利は、職を止められたが、祿と言ひ、位と言ひ、幸福が、渺なくない。小出土佐、守有雪か、事、今に至つては、澄邸の勢に頼られ、よう程の御事は、ありたい事

である。と申した所此の輩は前代の御恩深く無い。然るに昔時潜邸に在ッて二人共に常に前代の御政事を輕蔑し申す事とのみ事とした其の少しの不幸に係かッたのは身から招いた事である。此の一事を以ても其の人爲を知るべし。と仰しやッた。これらの事記すべし事どもでは無いが己が子孫の爲に世の中の有様をよるし辨へ知らしめん事を思ふがゆゑ其の一二二つを此所に註すのである。

此年寛永三年八月四日己なごが事承はるべき人を改めて若年寄衆の支配に附属せられる事に仰せ付けられた。

此の日井上遠江守正方からの書狀に己井に服部清助父子土肥源四郎の四人の事今から若年寄衆の支配たるべき由を仰せ下さる」と云云。

明くる寛永四年五月十九日宅地并に屋材家作るべき料として黄金二百兩を下された。

永井伊賀守尙平太左保長門守敬重二人が奉はつて雉子橋の外に於て宅地三百五十坪を己に下される由の仰せを傳へられる事が濟んだなら奥に參

るやうに、この旨仰せ下されたゆゑ、參ッて宅地を拜領せる事を御禮申上げた所、濱邸に在ッた人々の家を壊れた時に、蜂屋源八郎の家を残し置かれたのは、貴所に下されようとの故である。今彼の家を以て下されるのである。しかし、其の家拜領する地に引き移す事、自力に及ぶまいから、とて家を引き移すべき料として、黄金百兩を下される旨を、間部越前守詮房殿を以て仰せ下される。同月卅日に至ッて、また家造るべき用度が足るまいと聞こし召し及ばれたゆゑ、また黄金百兩を下された。

さて、手が講教し來たれる折焚く柴の記は、本篇講述の開卷に、豫告せし通り、國文書き習ひの楷機のため、遠意自在の筆力を研くの一材料として、緊要措き難き條々のみ指摘し、以て句法文格を示し竟へつ。因て、本篇は、今爰に結了を告げ、本會第二學級教程の規定に準じ、次回よりは、學歩を花月草紙に進め、以て順次講述の面目を新たにせんとす。

折焚く柴の記畢



62
M

大日本中學會三十三号
二五折焚柴の記
林麿臣

201733-000-8

62-358

折焚く柴の記

林 麿臣/述

[刊年不明]

EDA-0021

